

平塚市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、障害者の居宅において訪問により入浴サービスを行う事業（以下「訪問入浴サービス事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び法の関係法令の例による。

(実施主体)

第3条 訪問入浴サービス事業の実施主体は、平塚市とし、その責任の下に便宜を提供するものとする。

(運営主体の指定)

第4条 訪問入浴サービス事業の運営主体は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）の規定に基づき訪問入浴介護事業者の指定を受けた事業者であって、適切な事業実施が可能である者として、あらかじめ市長が指定した者（以下「運営主体」という。）とする。

- 2 訪問入浴サービス事業を運営しようとする者は、平塚市障害者訪問入浴サービス事業者登録申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請者の実施能力を審査して平塚市障害者訪問入浴サービス事業者登録書（第2号様式）により運営主体の指定を行うものとする。
- 4 運営主体は、所在地等の変更又は事業の廃止若しくは休止をしようとするときは、あらかじめ、平塚市障害者訪問入浴サービス事業者変更（廃止・休止）等届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 訪問入浴サービス事業における運営主体の指定の有効期間は、介護保険法の規定する訪問入浴介護事業者の指定期間と同様とする。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、原則として15歳未満の者及び介護保険法の介護給付対象者については、対象外とする。

- (1) この事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条で主務大臣が定める疾病に該当する障害児（者））
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

(事業の内容)

第6条 この事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 入浴及び洗髪
- (2) 血圧、脈拍及び体温の測定
- (3) 健康相談、健康についての助言及びその他必要な措置

(実施体制)

第7条 運営主体が訪問入浴サービス（以下「入浴サービス」という。）の提供にあたる場合の従事者の人員は次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師 1名以上
- (2) 介護職員 2名以上

(利用の手続き)

第8条 第5条に掲げる者でこの事業を利用しようとする者は、平塚市地域生活支援事業支給申請書（平塚市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月31日規則第29号、以下「細則」という。）第2条における第1号様式を準用）に、平塚市訪問入浴サービス事業状況調書（第4号様式）及び診療情報提供書（第5号様式）を添付して市長に提出するものとする。また、市長は、同条第2号に掲げる対象者に医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等、対象疾病を確認できる書類を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、地域生活支援事業支給決定通知書（平塚市移動支援事業実施要綱（以下、移動支援要綱）第7条第2項における第4号様式を準用）を交付するものとする。この場合において、支給決定することを決定したときは、地域生活支援事業受給者証（移動支援要綱第7条第2項における第5号様式を準用）を併せて交付するものとする。

3 第2項の規定による決定（以下「支給決定」という）を受けた者を、支給決定障害者等という。

4 支給決定障害者等が、支給決定内容の変更を行うときは、第1項から第2項までと同様の手続きを経ることとする。

5 第1項に規定する申請は、本人の同意があれば運営主体を経由して申請を受理することができる。

(決定の有効期間)

第9条 支給決定の有効期間は、支給決定を受けた日から起算して、1月から1年までの間で市長が決定する。

(支給決定基準)

第10条 支給決定における支給量の決定基準は、1月あたり5回（原則として週1回）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項の基準を超えて決定するこ

とができる。

(費用の支弁)

第11条 市長は、支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者等」という。）が、支給決定の有効期間内において、運営主体から入浴サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、運営主体に支払うべき入浴サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用について助成するものとする。

2 入浴サービスを受けようとする支給決定障害者等は、利用する都度、運営主体に平塚市障害者訪問入浴サービス事業支給決定通知書を提示して入浴サービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 入浴サービスに要した費用の支給額は、別表1に定める額（以下「支給基準額」という。）とする。

4 入浴サービスに要した費用の助成額は、別表2に定める額（以下「助成基準額」という。）とする。

5 支給決定障害者等が入浴サービスを受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が運営主体に支払うべき入浴サービスに要した費用について、当該入浴サービスに要した費用として当該支給決定障害者等に助成すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該運営主体に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し入浴サービスに要した費用の助成があったものとみなす。

7 市長は、運営主体から入浴サービスに要した費用の請求があったときは、審査の上、支払うものとする。

(他の制度との調整)

第12条 法に基づく個別給付で提供されるサービスのうち入浴を目的としたサービスの支給決定を受けている者は、訪問入浴サービス事業の対象外とする。

(支払の委任)

第13条 市長は、第11条の規定による入浴サービスに要した費用の支払に関する事務を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(運営主体に係る情報の提供)

第14条 市長は、運営主体に係る情報のうち、次に掲げるものを神奈川県に提供するものとする。

- (1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 事業者番号
- (6) その他市長が必要と認める事項

(不当利得の徴収)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により入浴サービスに要した費用の助成を受けた支給決定障害者等又は運営主体があるときは、その者から、助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(報告)

第16条 運営主体は、入浴サービスを行うごとに平塚市障害者訪問入浴サービス事業サービス提供報告書(第6号様式)に記入を行い支給決定障害者等の確認を受けるものとする。

2 サービス提供報告書は、入浴サービスの提供を行った翌月の10日までに事業所ごとに取りまとめの上、市長に提出するものとする。

(運営主体の責務)

第17条 訪問入浴サービス事業の履行に際して事故が生じた場合は、運営主体がその責任を負うものとする。ただし、市の責任で事故が生じた場合は、この限りではない。

(従事者の研修)

第18条 運営主体は、従事者の採用等に当たっては、採用時研修を実施するものとする。

2 運営主体は、従事者に対して、年に1回以上の研修を実施するものとする。

(書類の整理)

第19条 運営主体は、請求書類その他資料を5年間保管するものとする。

(個人情報保護)

第20条 運営主体は、「個人情報保護に関する法律及び平塚市個人情報保護に関する法律施行条例」の趣旨にのっとり必要な措置を講じなければならない。

2 運営主体の従事者は、職務上知り得た支給決定障害者等の個人情報はこれを漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(指導及び監督)

第21条 市長は、必要に応じて運営主体の事業内容を調査し、適切な指導、監督を行うものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表 1 (第 1 2 条関係) 支給基準額

区 分	支給基準額
入浴サービス	1 回あたり 12700 円
一部入浴	1 回あたり 6400 円

別表 2 (第 1 2 条関係) 助成基準額

区 分	助成基準額
生活保護の規定による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受ける者及び、支給決定障害者等及びその配偶者が市民税非課税の者	支給基準額の 100 分の 100 に相当する金額
支給決定障害者等及びその配偶者の市民税所得割の額を合算した額が 16 万円未満(支給決定障害者等が 18 歳未満である場合は、その属する世帯の市民税所得割の額を合算した額が 28 万円未満)の者	支給基準額の 100 分の 95 に相当する額
上記以外の者	支給基準額の 100 分の 90 に相当する額

第1号様式（第4条関係）

平塚市障害者訪問入浴サービス事業者登録申請書

(宛先)

平塚市長

(申請者) 所在地

代表者氏名

下記のとおり障害者訪問入浴サービス事業者として関係書類を添えて登録の申請をします。

申請者 (設置者)	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の 所在地		〒				
	連絡先		電話番号		FAX番号		
	法人の種類					法人所轄庁	
代表者	役職						
	氏名						
	住所	〒					
登録事業所の 種類	フリガナ						
	名称						
	事業所（施設）の 所在地		〒				
	事業の種類						
登録申請をする事業等の事業開始年月日					付表	備考	
平塚市以外のサービスの登録を受けている場合	サービス種類				事業者番号		
	事業所名称				登録地		

- 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「登録事業所の種類」欄には、今回申請をするものについて必要事項を記載してください。
- 「平塚市以外のサービスの登録を受けている場合」欄には、平塚市外において既に事業所としての指定を受け、事業者番号が付番されている場合に、その事業所に関する事項を記載してください。複数の番号を有する場合には、そのうちの一つのみを記載し、他のものは「別紙」に記載してください。
- 「別紙」には、上記のほか、他の法律又は市町村において既に指定を受けている内容を記載してください。

第1号様式（裏面）

登録申請書添付書類

介護保険法における訪問入浴介護事業の指定通知書の写し

障害者自立支援法等で指定を受けている事業について

口座振替（変更）依頼書

運営の規定

事務所の平面図

事務所の設備・備品等（事務所の外観及び内部を写したもの）

管理者・サービス管理責任者・サービス提供責任者の経歴

苦情を解決するための措置

組織体系図

申請する事業の資産状況

財産目録又は決算書

事業計画書

収支決算書

登録ヘルパーの名簿・資格を証明するものの写し

かながわ支援給付支払システムへの登録のための情報提供同意書

その他

不慮の事故に備えた、「損害賠償責任保険証書」の写し

建物が賃貸物件のときは、「建物賃貸借契約書」等の写し

第2号様式（第4条関係）

平障第 号
年（ 年） 月 日

様

平塚市長 氏 名

平塚市障害者訪問入浴サービス事業登録書

先に提出されました申請書を審査した結果、次のとおり平塚市障害者訪問入浴サービス事業の事業者として登録されましたので、通知します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 事業者の所在地
- 3 事業開始予定年月日
- 4 指定の有効期間

以上

第3号様式（第4条関係）

平塚市障害者訪問入浴サービス事業変更（廃止・休止）等届出書

（宛先）

平塚市長

（申請者）所在地

代表者氏名

次のとおり登録した事項を変更（廃止・休止）しましたので届け出ます。

		事業者番号
登録事項を変更した事業所		名称
		所在地
変更があった事項		変更の内容
1	事業者の名称	(変更前)
2	主たる事業所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定事業に係る事業に関するものに限る。）	
7	事業所の平面図及び設備の概要	(変更後)
8	事業所の管理者の氏名及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	
10	運営規程	
11	訪問入浴サービス事業の請求に関する事項	
12	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
13	その他	
変更年月日		年 月 日
(廃止・休止) 年月日		年 月 日

備考

平塚市訪問入浴サービス事業状況調書

年 月 日

世帯の状況	氏名		年齢	続柄	職業		備考	
				本人			利用対象者	
病気の状況		現症			既往症			主治医
生活の状況								
精神の状況								
身体の状況								
日常生活動作能力								
その他								

診 療 情 報 提 供 書

年 月 日

（提出先）

平塚市長

医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師氏名

受診者氏名	性別 男・女
年 月 日生（ 歳）	

傷病名				発症年月日	年 月 日	
合併症	高血圧		心疾患		糖尿病	
	その他					
	障害				障害手帳	
結核性疾患						
血液検査						
皮膚疾患	（ 蕁瘡・疥癬の有無及び程度を含む。）					
血 圧						
精神状態						
痴 呆			問題行動			
服薬内容						
入浴の可否						
機能訓練						
福祉サービス に対する所見						

この診療情報提供書は、平塚市の平塚市訪問入浴サービス事業用として使用するものです。

平塚市訪問入浴事業

サービス提供報告書

サービス提供年月	年	月
事業所番号		
事業者及びその事業所の名称		
サービス内容及び契約支給量	回	

受給者証番号	
受給者氏名	
利用者氏名	
利用者負担率	

入浴計画		◆ 日中一時支援		サービス提供の内容			確認欄		備考
日付	曜日	日付	曜日	入浴	一部入浴(清拭)	中止	提供者名	利用者確認	
合 計									/